

阿見町道路里親補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、その管理する道路において、阿見町道路里親制度要綱（平成26年阿見町告示第60号）に定める里親を支援するため、道路里親活動を行う団体に対し、その活動の規模に応じて予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、阿見町補助金等交付規則（昭和51年阿見町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象者等)

第2条 この要綱による補助金交付の対象者は、阿見町道路里親制度要綱に定める里親として認定を受けた団体とする。

(補助金の額)

第3条 第3条 この要綱による補助金の額は、次に掲げる活動延長の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100メートル以上300メートル未満 1万円
- (2) 300メートル以上500メートル未満 2万円
- (3) 500メートル以上1キロメートル未満 3万円
- (4) 1キロメートル以上 5万円

2 年度の途中に新たに認定を受け、又は認定を廃止された里親に対する補助金の額は、前項の規定により算出した補助金の額をその活動実績に応じて月割で算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに阿見町道路里親補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に年間事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、阿見町道路里親制度要綱第5条の規定による里親の認定に係る申込みを既に行っている場合は、年間事業計画書の提出を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請について審査し、その内容が妥当であると認めるときは、阿見町道路里親補助事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、阿見町道路里親補助事業補助金に係る補助事業の内容変更申請書（様式第5号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ阿見町道路里親補助事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、阿見町道路里親補助事業実績報告書（様式第7号）に年間事業報告書（様式第8号）及び収支決算書（様式第9号）を添えて町長に提出しなければならない。ただし、阿見町道路里親制度要綱第7条第1項の規定による年間事業に係る報告を既に行っている場合は、年間事業報告書の提出を省略することができる。

2 町長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、実績報告書の実施内容について調査することができる。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、第2条及び第3条の規定による補助金の交付内容に適合していると認めるときは、補助金交付決定額又は実績報告書により算出した額のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、阿見町道路里親補助事業補助金確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が補助事業の遂行上で必要と認めた場合は、補助金交付決定額の範囲内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとする場合は、阿見町道路里親補助事業補助金概算払申請書（様式第 11 号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。